

しずおか遺産ロゴマーク取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「しずおか遺産ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を定めるとともに、しずおか遺産として認定された遺産の構成文化財所在市町及び認定遺産の活用を図ろうとする団体等(以下「認定遺産関係者」という。)がロゴマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは別紙に定めるものとする。

(ロゴマークに係る権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、静岡県知事(以下「知事」という。)に属する。

(認定遺産関係者によるロゴマークの使用の届出)

第4条 認定遺産関係者がロゴマークの使用を希望する場合は、あらかじめ「しずおか遺産ロゴマーク使用届出書」(別紙様式)を知事に提出するものとする。

(使用の届出の受理)

第5条 知事は前条に定める届出書について、その内容を審査し、当該使用が「しずおか遺産」の活用に資すると判断できる場合は受理するものとする。なお、活用に資さない場合は、届出書を受理しないことができる。

(使用方法)

第6条 ロゴマークを使用する認定遺産関係者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た使用目的にのみ使用すること。
- (2) 大きさの変更は自由であるが、別紙「しずおか遺産ロゴマーク使用マニュアル」に定める色・フォント等に基づき、デザインの改変は行わないこと。
- (3) ロゴマークの使用状況を示す写真等、県が指示する資料を提出すること。

(使用の中止等)

第7条 知事は、ロゴマークを使用する認定遺産関係者に対し、ロゴマークの使用が本規程に違反していると認められるときは、その使用を中止させることができる。

附則

この規程は、令和5年5月23日から施行する。

別紙（第2条関係）

シンボルマーク



最小使用サイズ



ロゴタイプ

しずおか遺産
SHIZUOKA HERITAGE

最小使用サイズ



シンボルマークとロゴタイプ組合せ例



しずおか遺産
SHIZUOKA HERITAGE